

# 資料編

## 1 計画策定体制

### (1) 計画策定部会

---

本計画を策定するため、「八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会」を設置し、学識経験者、福祉・保健医療関係者、介護サービス事業者などの皆様に加え、第1号被保険者・第2号被保険者である市民委員も参加していただき、計画についての意見聴取を行いました。

### (2) 庁内検討会

---

本計画を策定するため、関係各課による庁内検討会を設置し、各課の実務担当者による前計画の進行状況の評価とともに、本計画の策定・運用・推進に向けた協議・検討を行いました。

### (3) パブリックコメント<sup>\*52</sup>

---

本計画の素案を公表し、市民の皆様から幅広く意見を募りました。寄せられた意見や要望は、本計画策定の参考とさせていただきます。

実施期間：平成30年1月11日から平成30年2月9日

閲覧場所：市役所本庁舎や市民部事務所等の窓口、ホームページ等

意見概要：27人・2団体から126件

---

<sup>\*52</sup> パブリックコメント（ぱぶりっくこめんと） 138 ページ参照

## 2 実態調査

本計画の策定にあたって、高齢者の現状やニーズを把握するため、下記の5つの調査を実施しました。なお、調査結果の詳細については、「八王子市高齢者計画・第7期介護保険事業計画策定に係るアンケート調査報告書」として公表しており、本計画第2章に調査結果の一部を掲載しています。

| 調査名                        | 対象者及び配布数  | 時期                        | 概要  |
|----------------------------|---|---------------------------|---|
| 健康とくらしの調査<br>(日常生活圏域ニーズ調査) | 平成28年4月1日現在、市内在住の65歳以上で介護保険の要介護認定を受けていない方(要支援は含む)   | 平成28年<br>11月14日～<br>12月5日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・身体状況</li> <li>・外出状況</li> <li>・日常生活</li> <li>・趣味、地域活動</li> <li>・人間関係</li> <li>・住んでいる地域</li> <li>・就労状況 など</li> </ul>                  |
| 高齢者意識調査                    | 平成29年1月1日現在、市内在住の65歳以上の方で介護保険の要支援・要介護認定を受けていない方   | 平成29年<br>5月25日～<br>6月19日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まい</li> <li>・就労状況</li> <li>・社会参加状況</li> <li>・健康状態</li> <li>・看取り など</li> </ul>  |
| 要支援・要介護認定者調査               | 平成29年1月1日現在、市内在住の65歳以上の方で介護保険の要支援・要介護認定を受けている方  | 平成29年<br>5月25日～<br>6月19日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・住まい</li> <li>・社会参加状況</li> <li>・健康状態</li> <li>・介護保険サービスの利用状況</li> <li>・介護保険制度 など</li> </ul>  |
| 事業所調査                      | 市内介護保険サービス事業所   | 平成29年<br>8月1日～<br>8月10日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業所概要、運営状況</li> <li>・人材の確保、育成</li> <li>・認知症支援体制</li> <li>・災害対策 など</li> </ul>  |
| 在宅介護実態調査                   | 在宅で生活している要支援・要介護認定を受けている方のうち、調査期間中に、更新申請に伴う認定調査を受ける方(ここでいう在宅とは、医療機関、特別養護老人ホーム、老人保健施設、介護療養型医療施設、特定施設、グループホーム、地域密着型特別養護老人ホームに入院・入所していない方のこと。) | 平成29年<br>3月1日～<br>7月31日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人(認定調査対象者)の状況(本人の属性、本人の心身の状態)</li> <li>・支援、サービスの利用実態、ニーズ(支援サービスの利用実態、支援サービスのニーズ)</li> <li>・主な介護者の方の状況(介護者の属性・介護者の就労の状況)</li> </ul> |

### 3 計画策定部会開催実績

| 開催回         | 日時              | 場所              | 概要  |
|-------------|-----------------|-----------------|---|
| 28年度<br>第1回 | 平成28年<br>10月31日 | 802会議室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・部会の進め方とスケジュール</li> <li>・第6期計画について</li> <li>・健康とくらしの調査について</li> </ul>  |
| 第2回         | 平成29年<br>1月13日  | 801会議室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護保険事業の状況について</li> <li>・八王子市における地域包括ケアシステムの現状について</li> <li>・第7期計画の方向性について</li> <li>・第7期計画の論点について</li> <li>・庁内検討会について</li> <li>・健康とくらしの調査の状況報告と他調査スケジュール等について</li> </ul> |
| 29年度<br>第1回 | 4月18日           | 801会議室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果の報告</li> <li>・今後の審議スケジュール</li> <li>・第7期計画の方針について</li> <li>・第7期計画の体系について</li> <li>・日常生活圏域について</li> </ul>  |
| 第2回         | 5月30日           | 801会議室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書の構成について</li> <li>・重点項目調査について</li> <li>・八王子版地域包括ケアシステムの深化・推進について</li> <li>・市民力・地域力を活かした多様な取組の推進について</li> </ul>  |
| 第3回         | 7月18日           | 801会議室          | <ul style="list-style-type: none"> <li>・アンケート調査結果について（速報）</li> <li>・介護人材の確保・定着・育成について</li> <li>・施設整備について</li> </ul>   |
| 第4回         | 8月21日           | 職員会館<br>第2・3会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・国の基本方針について</li> <li>・アンケート調査結果について</li> <li>・計画の体系について</li> <li>・認知症施策の推進について</li> </ul>  |
| 第5回         | 9月19日           | 職員会館<br>第2・3会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・重点項目調査結果について</li> <li>・在宅介護実態調査結果について</li> <li>・医療と介護の多様な職種による連携の推進について</li> <li>・総合事業の充実について</li> <li>・計画書第1～3章（案）について</li> </ul>                                      |
| 第6回         | 10月10日          | 議会棟第3・4<br>委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス見込み量、介護保険料の推計について</li> <li>・日常生活圏域別計画について</li> <li>・介護予防に関する意識の向上、施策の推進について</li> <li>・計画書第1～4章（案）について</li> </ul>  |
| 第7回         | 11月14日          | 職員会館<br>第2・3会議室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書（素案）について</li> <li>・パブリックコメントについて</li> </ul>  |
| 第8回         | 平成30年<br>2月19日  | 議会棟第3・4<br>委員会室 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・計画書原案について</li> <li>・日常生活圏域別の状況について</li> </ul>   |

## 4 計画策定部会委員名簿

任期：平成28年10月1日～平成30年3月31日

| 区分              | 氏名     | 団体名   |
|-----------------|--------|---|
| 学識経験者<br>(会長)   | 鏡 諭    | 淑徳大学コミュニティ政策学部 教授<br>(任期：平成29年3月1日から)                           |
| 学識経験者<br>(副会長)  | 島津 淳   | 桜美林大学健康福祉学群 教授<br>(任期：平成29年3月1日から)                              |
| 福祉関係者           | 久永 美幸  | 八王子市民生委員児童委員協議会<br>八王子市第5地区民生委員児童委員協議会 会長<br>(任期：平成28年12月31日まで) |
| 福祉関係者           | 宇田 友子  | 八王子市民生委員児童委員協議会<br>八王子市第12地区民生委員児童委員協議会 会長<br>(任期：平成29年1月1日から)  |
| 福祉関係者           | 樋口 香奈子 | 八王子市地域包括支援センター センター長会 代表<br>(任期：平成29年4月17日まで)                   |
| 福祉関係者           | 堀間 華世  | 八王子市地域包括支援センター センター長会 代表<br>(任期：平成29年4月18日から)                   |
| 福祉関係者           | 大島 和彦  | 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会<br>課長補佐兼地域福祉推進担当主査<br>(任期：平成29年4月17日まで)       |
| 福祉関係者           | 井出 勲   | 社会福祉法人八王子市社会福祉協議会<br>支えあい推進課長<br>(任期：平成29年4月18日から)              |
| 福祉関係者           | 能勢 由紀子 | 介護家族の会 青い空 代表   |
| 保健医療関係者         | 堀米 政利  | 一般社団法人八王子市医師会 理事  |
| 保健医療関係者         | 渡邊 実   | 公益社団法人東京都八南歯科医師会八王子支部<br>副支部長                                   |
| 保健医療関係者         | 文入 重鶴  | 一般社団法人八王子薬剤師会 理事<br>(任期：平成29年4月17日まで)                           |
| 保健医療関係者         | 森田 二三江 | 一般社団法人八王子薬剤師会 理事<br>(任期：平成29年4月18日から)                           |
| 介護保険サービス<br>事業者 | 村上 正人  | 特定非営利活動法人八王子介護保険サービス<br>事業者連絡協議会 副理事長                           |
| 介護保険サービス<br>事業者 | 水野 敬生  | 八王子施設長会 理事  |
| 介護保険サービス<br>事業者 | 金沢 義幸  | 一般社団法人八王子介護支援専門員連絡協議会<br>理事・副会長                                 |

| 区分            | 氏名     | 団体名   |
|---------------|--------|---|
| 介護保険料を負担する事業者 | 伊藤 光江  | 八王子商工会議所<br>女性経営者の会シルクレイズ会員<br>(任期：平成 28 年 10 月 5 日まで)  |
| 介護保険料を負担する事業者 | 竹名 裕子  | 八王子商工会議所<br>女性経営者の会シルクレイズ理事<br>(任期：平成 28 年 10 月 19 日から) |
| 地域関係者         | 田中 泰慶  | 八王子市町会自治会連合会 事務局次長                                      |
| 地域関係者         | 多々井 克昌 | 八王子市シニアクラブ連合会 副会長・総務部長                                  |
| 公募市民          | 大庭 聖子  | 第 1 号被保険者   |
| 公募市民          | 松岡 真紀  | 第 2 号被保険者   |

## 5 計画策定部会運営要綱

### 八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会運営要綱

#### (設置)

第1条 老人福祉法第20条の8及び介護保険法第117条第1項に規定する高齢者計画・介護保険事業計画（以下「計画」という。）の策定にあたり、計画の基本となる重要事項等の審議をするため、八王子市社会福祉審議会条例第7条第2項及び八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第4条第1項第3号に基づき、八王子市高齢者計画・介護保険事業計画策定部会（以下「部会」という。）を設置する。

#### (所掌事項)

第2条 部会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 計画の基本となる重要事項に関すること。
- (2) その他、計画の策定に必要な事項に関すること。

#### (構成)

第3条 部会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は会務を総理し、部会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し会長に事故があるときは、その職務を代理する。

#### (開催)

第4条 部会は、原則として高齢者福祉専門分科会にて随時に開催日を決定する。ただし、会長が必要と認めるときは、開催日を変更し、又は追加することができる。

#### (会議)

第5条 部会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 部会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 部会は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

#### (組織)

第6条 部会の委員は、八王子市社会福祉審議会高齢者福祉専門分科会運営要綱第2条に定める委員もしくは臨時委員をもって組織し、定数は17人とする。その内訳は次のとおりとする。

- (1) 学識経験者・・・2名
- (2) 福祉関係者・・・4名以内

- (3) 保健医療関係者・・・3名以内
  - (4) 介護保険サービス事業者・・・3名以内
  - (5) 介護保険料を負担する事業者・・・1名
  - (6) 地域関係者・・・2名以内
  - (7) 公募市民・・・2名以内
- 2 八王子市社会福祉審議会条例第7条第3項に基づき、臨時委員を置くことができる。
- 3 上記の他、部会は、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(委員の除斥)

第7条 委員及び臨時委員は、本人または本人が所属する法人等に係る案件については、その審議及び決議に参加することができない。

(任期)

第8条 委員の任期は、平成28年10月1日から平成30年3月31日までとする。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議録)

第10条 会長は、事務局をして会議録を調製し、出席委員の氏名を記載させなければならない。

(庁内検討会)

第11条 部会での審議を円滑に行うため、庁内の関係者で構成する庁内検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

- 2 検討会は、福祉部長が招集し、座長となる。
- 3 座長が不在の場合は、座長が検討会の構成員の中から指名したものが会議を進行する。
- 4 検討会の構成員は、別表のとおりとする。
- 5 座長が会議において必要と認めた場合は、検討会の構成員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第12条 部会の庶務は福祉部において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、部会に関し必要な事項は別に定める。

## 附則

### (施行期日)

この要綱は、平成28年6月17日から施行する。

## 別表

部長級：福祉部長、医療保険部長、健康部長

課長級：高齢者いきいき課長、高齢者福祉課長、介護保険課長、  
福祉政策課長、地域医療政策課長、大横保健福祉センター館長、  
東浅川保健福祉センター館長、南大沢保健福祉センター館長、  
健康政策課長、保健対策課長



## 6 事業一覧

本計画では、「地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす」、「住み慣れた地域で安心して暮らし続ける」、「利用者の自立を支える介護保険サービスの安定した提供」の3つを計画の柱として施策を展開します。(それぞれの施策の詳細については第4章をご参照ください。)

| 計画の柱（1）地域で生きがいを持ち、生き活きと暮らす【32 施策】 |    |                         |       |
|-----------------------------------|----|-------------------------|-------|
| 取組                                | 番号 | 施策名称                    | 掲載ページ |
| ①市民力・地域力を活かした多様な取組の推進【7 施策】       | 1  | 高齢者サロンの支援               | 56    |
|                                   | 2  | 地域の助け合い活動応援講座の開催        | 56    |
|                                   | 3  | 生活支援サービス研究会及び協議体の設置     | 57    |
|                                   | 4  | 生活支援コーディネーターの配置         | 57    |
|                                   | 5  | はちおうじ志民塾の運営             | 57    |
|                                   | 6  | 「お父さんお帰りなさいパーティー」開催支援   | 58    |
|                                   | 7  | 生涯学習コーディネーターの養成         | 58    |
| ②介護予防に関する意識の向上・施策の推進【5 施策】        | 8  | 介護予防普及啓発事業              | 59    |
|                                   | 9  | 高齢者ボランティア・ポイント制度        | 59    |
|                                   | 10 | 地域介護予防活動支援事業            | 59    |
|                                   | 11 | 健康づくり活動の支援              | 60    |
|                                   | 12 | 歯科検診事業                  | 60    |
| ③高齢者の生きがいを高める情報・活動の支援【3 施策】       | 13 | シニアクラブの支援               | 60    |
|                                   | 14 | 高齢者向けの各種教室や講座の開催        | 61    |
|                                   | 15 | 出前講座の開催                 | 61    |
| ④高齢者の技能・経験を活かす【3 施策】              | 16 | 八王子市シルバー人材センターの支援       | 61    |
|                                   | 17 | 八王子市高齢者活動コーディネートセンターの運営 | 62    |
|                                   | 18 | ビジネスお助け隊の活動支援           | 62    |
| ⑤高齢者の自立につながるまちづくり【5 施策】           | 19 | 特定都市施設のバリアフリー化推進        | 62    |
|                                   | 20 | だれでもトイレの充実              | 63    |
|                                   | 21 | 思いやり駐車スペースの推進           | 63    |
|                                   | 22 | 高齢者等の移動手段の確保に関する勉強会の開催  | 63    |
|                                   | 23 | 福祉有償運送の登録等支援            | 64    |
| ⑥地域の災害時支援体制の充実【3 施策】              | 24 | 地域における避難行動要支援者支援体制の推進   | 64    |
|                                   | 25 | 災害時における福祉避難所の設置と運用      | 64    |
|                                   | 26 | 災害時における要配慮者の安否確認        | 65    |

| 取組                  | 番号 | 施策名称            | 掲載ページ |
|---------------------|----|-----------------|-------|
| ⑦地域のネットワークの充実【6 施策】 | 27 | 八王子市社会福祉協議会への支援 | 65    |
|                     | 28 | 見守り協定事業         | 65    |
|                     | 29 | 高齢者見守り相談窓口の運営   | 66    |
|                     | 30 | 見守りサービスの充実      | 66    |
|                     | 31 | 地域と連携した見守り講座の開催 | 66    |
|                     | 32 | 訪問ふれあい収集事業      | 66    |

## 計画の柱（2）住み慣れた地域で安心して暮らし続ける【44 施策】

| 取組                        | 番号 | 施策名称                   | 掲載ページ |
|---------------------------|----|------------------------|-------|
| ①八王子版地域包括ケアシステムの強化【6 施策】  | 33 | 高齢者あんしん相談センターの充実       | 68    |
|                           | 34 | 地域ケア会議の開催              | 68    |
|                           | 35 | 地域包括ケアシステムの庁内推進体制の充実   | 69    |
|                           | 36 | 生活の相談やサービス利用に関する要望への対応 | 69    |
|                           | 37 | インターネットを活用した地域資源マップの公開 | 69    |
|                           | 38 | 地域包括ケアシステムの周知、進行管理、評価  | 70    |
| ②認知症施策の推進【10 施策】          | 39 | 認知症高齢者ネットワーク会議の開催      | 70    |
|                           | 40 | 認知症の早期発見・早期対応          | 70    |
|                           | 41 | D-Net との連携             | 71    |
|                           | 42 | 東京都指定機関と連携した認知症対策      | 71    |
|                           | 43 | 認知症に関する普及啓発・講座の開催      | 71    |
|                           | 44 | 認知症サポーターの養成            | 72    |
|                           | 45 | 認知症の介護者への支援            | 72    |
|                           | 46 | 徘徊高齢者探索機器の貸与           | 72    |
|                           | 47 | 徘徊 SOS ネットワーク事業        | 72    |
|                           | 48 | 認知症徘徊模擬訓練              | 73    |
| ③医療と介護の多様な職種による連携推進【6 施策】 | 49 | 医療と介護の関係者会議の開催・参加      | 73    |
|                           | 50 | 在宅医療全夜間対応事業            | 74    |
|                           | 51 | 在宅医療支援システムの運用          | 74    |
|                           | 52 | 看取りに関する情報提供            | 74    |
|                           | 53 | 在宅療養患者搬送事業             | 74    |
|                           | 54 | 八王子市在宅医療相談窓口の周知        | 74    |
| ④介護を行う家族への支援【4 施策】        | 55 | 在宅高齢者おむつ給付事業           | 75    |
|                           | 56 | 入院高齢者おむつ代助成            | 75    |
|                           | 57 | 家族介護慰労金支給事業            | 75    |
|                           | 58 | 男性のための介護講座の開催          | 76    |

| 取組                     | 番号 | 施策名称                     | 掲載ページ |
|------------------------|----|--------------------------|-------|
| ⑤高齢者の安全・安心を守る【7施策】     | 59 | 成年後見制度の適切な活用の推進          | 76    |
|                        | 60 | 権利擁護の推進                  | 77    |
|                        | 61 | 民生委員・児童委員による相談活動の充実      | 77    |
|                        | 62 | 高齢者虐待防止に向けた普及啓発と人材育成     | 77    |
|                        | 63 | 高齢者等への消費生活講座の開催          | 77    |
|                        | 64 | 介護サービス相談支援事業の充実          | 78    |
|                        | 65 | 高齢者向け交通安全啓発事業            | 78    |
| ⑥高齢者の住まいに関する支援【5施策】    | 66 | 高齢者住居賃貸代行保証料補助           | 78    |
|                        | 67 | 未届有料老人ホームの実態把握・指導        | 79    |
|                        | 68 | 高齢者自立支援住宅改修給付            | 79    |
|                        | 69 | 公営住宅優遇抽選制度               | 79    |
|                        | 70 | 居住支援協議会による住宅確保要配慮者への入居支援 | 79    |
| ⑦在宅生活を支援するサービスの充実【6施策】 | 71 | 生活支援ショートステイ              | 80    |
|                        | 72 | シルバーサポーターの派遣             | 80    |
|                        | 73 | 在宅高齢者訪問理容・美容サービス         | 80    |
|                        | 74 | 食事提供サービス活動支援             | 81    |
|                        | 75 | 高齢者のこころの健康相談             | 81    |
|                        | 76 | 電磁調理器の給付                 | 81    |

### 計画の柱（3）利用者の自立を支える介護保険サービスの安定した提供【26施策】

| 取組                       | 番号 | 施策名称                       | 掲載ページ |
|--------------------------|----|----------------------------|-------|
| ①介護人材の確保・定着・育成【7施策】      | 77 | 介護のしごと魅力発見講座の開催            | 82    |
|                          | 78 | 介護スタッフ入門講座の開催              | 82    |
|                          | 79 | 生活支援ヘルパー養成研修の開催            | 83    |
|                          | 80 | 再就職者研修の開催                  | 83    |
|                          | 81 | 就職相談会の開催                   | 83    |
|                          | 82 | 介護サービス事業者向け研修の開催           | 83    |
|                          | 83 | 資格取得の支援                    | 84    |
| ②介護予防・日常生活支援総合事業の充実【4施策】 | 84 | 介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス | 86    |
|                          | 85 | 介護予防・生活支援サービス事業における通所型サービス | 86    |
|                          | 86 | 介護予防ケアマネジメントの支援            | 87    |
|                          | 87 | 介護予防・日常生活支援総合事業の周知         | 87    |

| 取組                        | 番号  | 施策名称               | 掲載ページ |
|---------------------------|-----|--------------------|-------|
| ③持続力のある介護保険制度運営【5 施策】     | 88  | 介護サービス事業者ガイドブックの配布 | 87    |
|                           | 89  | 福祉サービス第三者評価制度の普及促進 | 88    |
|                           | 90  | 指定介護事業者に対する実地検査    | 88    |
|                           | 91  | 事業所の適切な許認可・指定      | 88    |
|                           | 92  | 国保データベース（KDB）の活用   | 89    |
| ④第4期介護給付適正化計画の円滑な実施【9 施策】 | 93  | 要介護認定の適正化          | 89    |
|                           | 94  | ケアプラン点検            | 89    |
|                           | 95  | 住宅改修・福祉用具点検        | 90    |
|                           | 96  | 縦覧点検・医療情報との突合      | 90    |
|                           | 97  | 介護給付費通知            | 90    |
|                           | 98  | 給付実績の活用            | 90    |
|                           | 99  | 不適切なサービス利用の調査      | 91    |
|                           | 100 | 介護支援専門員研修          | 91    |
|                           | 101 | ケアマネジャーガイドライン改訂    | 91    |
| ⑤適正な介護保険施設などの配置と運営【1 施策】  | 102 | 適正な介護保険施設などの配置と運営  | 92    |

## 7 用語解説

| あ行                                |   |
|-----------------------------------|---|
| 用語                                | 解説  |
| NPO (法人)<br><small>(ほうじん)</small> | 「Non-profit Organization」の略で、民間の非営利組織のこと。福祉やまちづくり、環境保全、国際協力などの様々な社会貢献活動を行っている。NPO 法人（特定非営利活動法人）は、市民活動団体の中で特定非営利活動促進法（通称 NPO 法）により法人格を取得した団体を指す。 |
| オストメイト                            | 病気や事故などにより消化管や尿管が損なわれたため、腹部などに排せつのための開口部（ストーマ「人工肛門・人工膀胱」）を造設した人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者ともいう。   |

| か行  |   |
|---|---|
| 用語  | 解説  |
| 介護医療院<br><small>かいごいりょういん</small>   | 平成 35 年度（2023 年度）末に設置期限を迎える「介護療養型医療施設（介護療養病床）」の受け皿として新たに創設される介護保険施設。「生活の場としての機能」を兼ね備え、日常的に長期療養のための医療ケアが必要な重介護者を受け入れ、ターミナルケアや看取りも対応することなどが特徴。  |
| 介護報酬<br><small>かいごほうしゅう</small>   | 介護保険が適用されるサービスで、そのサービスを提供した対価として事業所・施設に支払われる報酬。額は厚生労働大臣が定め、原則として報酬の一部を利用者が負担し、残りは保険者である市区町村に請求され、保険料と公費で賄う介護保険から支払われる。  |
| 介護予防・日常生活支援総合事業<br><small>かいごよぼう にちじょうせいかつ<br/>しえんそごうじぎょう</small>                     | 介護予防・日常生活支援総合事業には「介護予防・生活支援サービス」と「一般介護予防」の2つがある。「介護予防・生活支援サービス」では、これまで全国一律に提供されていた「介護予防訪問介護」と「介護予防通所介護」が、市区町村ごとに地域の実情にあわせて、独自に多様な支援ができるしくみに変わり、よりきめ細かいサービス提供ができるようになった。   |
| 介護予防・生活支援サービス事業における訪問型サービス<br><small>かいごよぼう せいかつしえん<br/>サービス事業における<br/>ほうもんがた</small> | 多様な生活支援のニーズに対して、市区町村ごとに地域の実情にあわせて独自に多様なサービスを提供できる制度。具体的には、現行の訪問介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、想定されているサービス種別と主な内容は以下のとおり。<br>【現行の訪問介護相当】<br>①訪問介護（現行の訪問介護相当）：訪問介護員による身体介護、生活援助を行う。<br>【多様なサービス】<br>②訪問型サービス A（緩和した基準によるサービス）：生活援助等を行う。<br>③訪問型サービス B（住民主体による支援）：住民主体の自主活動として生活援助等を行う。 |

|   |  |
|---|--|
|   | <p>④訪問型サービスC（短期集中予防サービス）：保健師等による居宅での相談指導等を行う。</p> <p>⑤訪問型サービスD（移動支援）：移送前後の生活支援を行う。</p>   |
| <p>かいごよぼう せいかつしえん<br/>介護予防・生活支援サ<br/>ービス事業における<br/>じぎょう<br/>通所型サービス</p> | <p>多様な生活支援のニーズに対して、市区町村ごとに地域の実情にあわせて独自に多様なサービスを提供できる制度。具体的には、現行の通所介護に相当するものと、それ以外の多様なサービスからなり、想定されているサービス種別と主な内容は以下のとおり。</p> <p>【現行の通所介護相当】</p> <p>①通所介護：通所介護と同様のサービス、生活機能の向上のための機能訓練</p> <p>【多様なサービス】</p> <p>②通所型サービスA（緩和した基準によるサービス）：ミニデイサービス、運動・レクリエーション 等</p> <p>③通所型サービスB（住民主体による支援）：体操、運動等の活動など、自主的な通いの場</p> <p>④通所型サービスC（短期集中予防サービス）：生活機能を改善するための運動器の機能向上や栄養改善等のプログラム</p> |
| <p>かかりつけ医</p>   | <p>日常的な診療や健康管理を行ってくれる身近な医師のここと。必要に応じて、専門の医療機関や高度医療機関等への紹介や、在宅での医療や介護が必要になったときの相談にも対応する。</p>  |
| <p>キャリアパス</p>   | <p>ある職位や職務に就くために、どのような経験を積みどのようなスキルを身につけるか、といった道筋を示すもの。介護分野では、長期的に介護人材の確保・定着の推進を図るため、介護職員が将来展望を持って介護の職場で働き続けることができるよう、能力・資格・経験等に応じた処遇が適切になされることが重要であり、こうしたキャリアパスに関するしくみを、介護の職場に導入・普及していくことが求められている。</p>  |
| <p>きょうせいがた<br/>共生型サービス</p>  | <p>介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス（デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ）の指定を受けている事業者がもう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくする「（共生型）居宅サービスの指定の特例」を設けたもの。</p>  |
| <p>ケアマネジメント<br/>きょたくかいごしえん<br/>（居宅介護支援）</p>                             | <p>要介護者等が居宅で日常生活を営むために必要な保健医療サービス又は福祉サービスの適切な利用等を行うことができるよう、要介護者の依頼を受けて計画（ケアプラン）を作成するとともに、ケアプランに基づくサービス等の提供が確保されるよう、サービス事業者等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。また、居宅要介護者が施設への入所を要する場合に、紹介その他の便宜の提供を行うこと。</p>   |
| <p>ケアプラン</p>  | <p>利用者の心身の状況、置かれている環境、利用者本人や家族の希望等を元に、サービス担当者会議での専門家の協議で作成される、利用者のニーズと生活上の課題解決のための具体的なサービス計画。介護保険制度では、利用者のニーズに合ったサービスを効率的かつ計画的に提供する観点から、健康上及び生活上の問題点や解決すべき課題、目標とその達成時期、利用するサービスの種類や内容等が記載されたケアプランを作成してサービスを提供することを給付の基本としている。</p>  |

|  |   |
|--|---|
| <p>かいごしえんせんもんいん<br/>介護支援専門員<br/>(ケアマネジャー)</p>              | <p>要介護者等からの相談に応じて、心身の状況等に応じた適切なサービス等を利用できるように、市区町村、居宅サービス事業者、施設等との連絡調整等(ケアマネジメント)を行う者で、要介護者等が自立した日常生活を営むのに必要な援助に関する専門的知識及び技術を有する者。</p>  |
| <p>こうれいしゃ そうだん<br/>高齢者あんしん相談<br/>センター(地域包括<br/>支援センター)</p> | <p>高齢者あんしん相談センターは、地域包括支援センターの八王子市における愛称。高齢者が住み慣れた地域でいつまでも自分らしく暮らせるために、保健師又は経験のある看護師、主任ケアマネジャー及び社会福祉士を置き、介護予防ケアマネジメント、医療、介護、虐待などの相談・支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント等を業務として介護保険法に規定された機関。日常生活圏域を踏まえて設定され、市区町村又は市区町村に委託された法人が運営する。</p> |

| さ行  |  |
|---|--|
| 用語  | 解説   |
| <p>サテライト<sup>がた</sup>型</p>                          | <p>サテライトとは、他のものに付属していることを意味する。ここでは付属している機関や施設のこと、本体機関と密接な関係を保ちながら別の場所で運営されている施設。</p>   |
| <p>しゃかいほしょうせいど<br/>社会保障制度</p>                       | <p>一般に、「国民の生活の安定が損なわれた場合に、国民に健やかで安心できる生活を保障することを目的として、公的責任で生活を支える給付を行うもの」とされている。具体的には、傷病や失業、労働災害、退職などで生活が不安定になった時に、健康保険や年金、社会福祉制度など法律に基づく公的なしくみを活用して、健やかで安心な生活を保障すること。</p>   |
| <p>しゃかいふくしきょうぎ かい<br/>社会福祉協議会</p>                   | <p>社会福祉法に基づき、各市区町村に設置された社会福祉法人。地域における福祉の問題を解決し、その改善向上を図るため、社会福祉関係者や住民の参画を得て、誰もが安心して生活できる「福祉社会」の実現をめざし、市民参加・協働による様々な活動を行っている。</p>   |
| <p>じゃくねんせいになちしょうそうごうしえん<br/>若年性認知症総合支援<br/>センター</p> | <p>専門の若年性認知症支援コーディネーターが、社会保障・就労支援・財産管理・サービスの受給などについて、本人や家族からの相談に対応する施設。地域包括支援センターや医療機関等の専門機関からの相談についても、必要な助言を行うとともに、相互に連携しながら若年性認知症の人への支援を行う。東京都には「東京都若年性認知症総合支援センター」と、「東京都多摩若年性認知症総合支援センター」の2つのセンターがある。</p>           |
| <p>じんせい ねんじだい<br/>人生100年時代</p>                      | <p>100歳まで生きるのが当たり前となる時代、またそのような時代に合った制度や人生設計を含めて用いられる。<br/>内閣総理大臣が平成29年9月に設置した「内閣官房人生100年時代構想推進室」により開催された「人生100年時代構想会議」で提唱されている。この会議では、近い将来平均寿命が100歳を突破することを踏まえ、いくつになっても学び直しができ、新しいことにチャレンジできる社会のあり方を検討することとなっている。</p> |

|                        |   |
|------------------------|---|
| ソーシャルネットワーキングサービス（SNS） | 人と人とのつながりを支援するインターネット上のサービス。友人、知人間のコミュニケーションを円滑にする手段や場を提供したり、趣味や嗜好、居住地域、出身校といった共通点やつながりを通じて新たな人間関係を構築する場を提供するサービスで、Web サイトや専用のスマートフォンアプリなどで閲覧・利用することができる。 |
|------------------------|---|

| た行                                   |   |
|--------------------------------------|---|
| 用語                                   | 解説  |
| だいごうひほけんしゃ<br>第1号被保険者                | 市区町村に住所を有する65歳以上の者をいう。転入や年齢が65歳に到達したときに、その市区町村における第1号被保険者の資格を取得する。  |
| だいごうひほけんしゃ<br>第2号被保険者                | 市区町村内に住所を有する40歳以上65歳未満の健康保険加入者をいう。転入や健康保険加入、年齢が40歳に到達したときに、その市区町村における第2号被保険者の資格を取得する。なお、第2号被保険者が保険適用により介護サービスを利用できるのは、加齢を原因とする16種類の特定疾病によって要介護（要支援）状態となった場合に限られる。 |
| だれでもトイレ                              | ユニバーサルデザインの考えに基づき、高齢者、車椅子利用者、乳幼児を連れた人、オストメイトなど、できるだけ多くの人が利用できるように設計されたトイレ。  |
| だんかいせだい<br>団塊の世代                     | 昭和22年から24年に生まれた世代。この3年間の出生数は約810万人であり、その前後に比べて非常に多く、「第一次ベビーブーム世代」とも呼ばれる。平成27年には高齢期を迎え、平成37年（2025年）には後期高齢者となる。   |
| ちいききょうせいしゃかい<br>地域共生社会               | 子ども・高齢者・障害者など全ての人々が、地域・暮らし・生きがいを共に創り、高めあうことができる社会のこと。支え手側と受け手側に分かれるのではなく、地域のあらゆる住民が役割を持ち、支えあいながら、自分らしく活躍できる地域コミュニティを指す。   |
| ちいきしえんじぎょう<br>地域支援事業                 | 介護が必要になる可能性のある高齢者を対象に、要支援・要介護状態になることを防止するためのサービスや、要介護状態になった場合でも、できるだけ住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができるように支援するための事業。   |
| ちいきほうかつ<br>地域包括ケア「見える<br>か<br>化」システム | 厚生労働省が提供する、都道府県・市区町村における介護保険事業（支援）計画等の策定・実行を総合的に支援するための情報システム。介護保険に関連する情報をはじめ、地域包括ケアシステムの構築に関する様々な情報が一元化され、グラフ等を用いて見やすい形で提供されている。                                 |
| ちゅうかくし<br>中核市                        | 人口30万人以上の要件を満たし、政令指定都市以外の行政規模や能力などが比較的大きな都市について、事務権限を強化し、より住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度が中核市制度であり、八王子市は平成27年4月1日に東京都初の中核市に移行した。                                  |



|   |   |
|---|---|
| とうきょうとこくみんけんこうほけん<br><b>東京都国民健康保険</b><br>だんたいれんごうかい<br><b>団体連合会</b> | 国民健康保険法第 83 条に基づき、東京都の保険者（市区町村・国民健康保険組合）が共同して目的を達成するため、東京都知事の認可を受け設立された団体。主な事業として、診療報酬等の審査支払事業、保険者事務共同処理事業、後期高齢者医療事業、介護保険事業などがある。 |
|---|---|

| な行   |  |
|--|--|
| 用語   | 解説   |
| にちじょうせいかつけんいき<br><b>日常生活圏域</b>   | 市区町村介護保険事業計画で、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護保険サービスを提供する施設の整備状況、その他の条件を総合的に考慮して定める区域。国では、概ね 30 分以内に必要なサービスが提供される区域として中学校区を単位として想定しているが、それぞれの市区町村で、住民の生活形態、地域づくりの単位など、面積や人口だけでなく、地域の特性などを踏まえて設定される。八王子市では平成 29 年現在、17 の圏域が設定されている。                   |
| にちじょうせいかつじりつど<br><b>日常生活自立度</b>  | 認知症高齢者の日常生活自立度においては、判定基準によって大きく I～IV、M の段階があり、本文中の II は「日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる」状態を指し、見守りまたは支援が必要であることを表している。   |
| にんいじぎょう<br><b>任意事業</b>   | 市区町村が実施主体となり、介護給付費等適正化事業、家族介護支援事業のほか、地域の実情に応じて、任意に実施できる事業。   |
| にんちしょう<br><b>認知症</b>   | 後天的に脳が何らかの原因によって障害を受け、認知機能が持続的に低下した病的な状態をいい、加齢による「物忘れ」とは区別される。記憶障害や判断能力の低下などにより日常生活に支障が生じる。徘徊や暴言などの行動障害、妄想やうつ状態などの精神症状を伴うことが多い。アルツハイマー型認知症や脳血管性認知症等がある。  |
| にんちしょうしやくすいしんそごう<br><b>認知症施策推進総合</b><br>せんりやく しん<br><b>戦略（新オレンジブ</b><br><b>ラン）</b> | これまでの認知症施策推進 5 か年計画を引継ぎ、平成 27 年 1 月に取りまとめられた認知症施策推進総合戦略のこと。内容は①認知症への理解を深めるための普及・啓発の推進、②認知症の容態に応じた適時・適切な医療・介護等の提供、③若年性認知症施策の強化、④認知症の人の介護者への支援、⑤認知症の人を含む高齢者にやさしい地域づくりの推進、⑥認知症の予防法、診断法、治療法、リハビリテーションモデル、介護モデル等の研究開発及びその成果の普及の推進、⑦認知症の人やその家族の視点の重視、の 7 つの柱をもとに構成されている。 |
| にんちしょうしつかんいりょう<br><b>認知症疾患医療</b><br><b>センター</b>                                    | 認知症疾患における鑑別診断、地域における医療機関等の紹介、問題行動への対応についての相談の受付などを行う専門医療機関。都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置。  |

| は行                             |  |
|--------------------------------|--|
| 用語                             | 解説   |
| はちおうじ<br>八王子けんこう<br>たいそう<br>体操 | 地域の通いの場や自宅等で誰でも気軽に介護予防に取り組めるように、八王子市が作成した椅子を使った介護予防体操。準備体操から筋力トレーニングまで万遍なく含まれているほか、高齢者のリスクが高い口腔体操も加えた内容で構成されている。                   |
| パブリックコメント                      | 市の基本的な政策等を策定する場合に、事前に内容を公表して市民から意見を募集する手続き。寄せられた市民の意見は、政策等の決定にあたって参考とし、意見の概要と意見に対する市の見解等を公表している。                                   |
| バリアフリー                         | 障壁（バリア）となるものを取り除くこと。床の段差を解消し、手すりを設置するなどといったハード面だけではなく、近年では、全ての人々の社会生活に支障をもたらす物理的、社会的、制度的、心理的な様々な障壁を除去するという意味で用いられる。                |
| PDCA                           | マネジメントサイクルの一つで、Plan（計画）→Do（実施）→Check（評価）→Action（改善）のプロセスを順に実施し、継続的な改善活動を推進していくシステム。一連のサイクルが終わったら、反省点を踏まえて再計画へのプロセスに入り、新たなサイクルを進める。 |
| ひょうじゆんきゆうふひ<br>標準給付費           | 介護給付費と予防給付費をあわせた総給付費に、その他の経費である、特定入所者生活介護サービス費等給付額、高額介護サービス費等給付額、高額医療合算介護サービス費等給付額、算定対象審査支払手数料を加えた費用のこと。                           |
| ほけんふくし<br>保健福祉サービス             | 保健と福祉に関するサービスの総称。または両方の領域にまたがるサービスや両方の領域で連携して提供されるサービスを指す場合もある。  |
| ホスピス                           | ターミナルケア（終末期ケア）を行う施設のこと。または在宅で行うターミナルケアのこと。緩和ケア、緩和（ケア）病床などともいう。   |

| ま行                                 |  |
|------------------------------------|--|
| 用語                                 | 解説   |
| みと<br>看取り                          | 病人のそばにいて世話をすること。また、死期まで見守り看病すること。人生の最終段階を自宅で過ごすことを希望する方が増えている中で、自宅での「看取り」については、本人の意志や家族の希望を確認したうえで、在宅医療や往診を行う医師、訪問看護を行う看護師、ケアマネジャーなどの介護者と連携して備える必要がある。 |
| みんせいいいん<br>民生委員・<br>じどういいん<br>児童委員 | 民生委員法により厚生労働大臣から委嘱され、各市区町村の担当地域で住民の社会福祉に関する相談・支援、社会調査活動、生活支援活動等を住民性の原則、継続性の原則、包括・総合性の原則に沿って行う。また、民生委員は児童福祉法により児童委員を兼ねることになっている。                        |

| や行                    |   |
|-----------------------|---|
| 用語                    | 解説  |
| ユニバーサルデザイン            | 年齢や障害の有無等に関わらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように、建物や製品、空間などをデザインすること。  |
| ようかいごにんてい<br>要介護認定    | 介護保険制度で、支援や介護を要する状態であることを保険者が認定すること。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」と、日常生活で介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」の2種類の認定が別々に規定され、最も軽度の要支援1から最も重度の要介護5まで、7段階の介護度が設けられている。 |
| ようかいごにんていしゃ<br>要介護認定者 | 介護保険制度で、介護を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活で介護を必要とする状態を意味する「要介護認定」が規定され、最も軽度の要介護1から最も重度の要介護5まで、5段階の介護度が設けられている。  |
| ようしえんにんていしゃ<br>要支援認定者 | 介護保険制度で、支援を要する状態であることを保険者に認定された被保険者。日常生活（身支度、掃除、洗濯、買い物等）を営むのに見守りや支援を必要とする状態を意味する「要支援認定」が規定され、最も軽度の要支援1から要支援2まで、2段階の介護度が設けられている。   |

| ら行・わ行              |   |
|--------------------|---|
| 用語                 | 解説  |
| レスパイト              | 一時的中断、休息、息抜きを意味する英語「respite」から派生した言葉。レスパイトケアとは、要介護者を在宅でケアしている家族の精神的疲労を軽減するため、一時的にケアを代替し、リフレッシュを図ってもらうサービスのこと。   |
| わごとまるごと<br>我が事・丸ごと | 「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組んでいくしくみを作っていくとともに、市区町村では、地域づくりの取組の支援と、公的な福祉サービスへのつながりを含めた「丸ごと」の総合相談支援の体制整備を進めていくこと。また、対象者ごとに整備された「縦割り」の公的福祉サービスも「丸ごと」へと転換していくため、サービスや専門人材の養成課程の改革を進めていくこと。地域共生社会の実現に向けたキーワードの一つとして用いられている。 |

～本計画における元号の取扱いについて～

本計画における元号の表記は、「平成」を使用しています。

平成31年以降については、下表を御参照ください。

|    |       |       |       |       |       |       |       |       |       |
|----|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 和暦 | 平成30年 | 平成31年 | 平成32年 | 平成33年 | 平成34年 | 平成35年 | 平成36年 | 平成37年 | 平成38年 |
| 西暦 | 2018年 | 2019年 | 2020年 | 2021年 | 2022年 | 2023年 | 2024年 | 2025年 | 2026年 |

